

●香川県告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、丸亀市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、丸亀市長から届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 位 置  | 面 積             |
|--|-----------------|
| 丸亀市富士見町二丁目997番7、997番16、997番150から997番153まで、997番162、997番165から997番167まで、997番202、997番203、997番368、997番388、997番392、997番407、997番428、997番470、999番58、1000番、御供所町二丁目27番4、27番5、27番41、27番52、27番53、27番55、27番67、33番、北平山町二丁目21番10、210番1、港町147番3、147番4の地先の公有水面埋立地 | 16,437.37平方メートル |